

経営会議の内容

件名	個人情報保護法の改正に伴う法施行条例の制定及び関係条例の整備について
所管部	総務部
日時・場所	令和4年7月25日(水) 11:00 ~ 11:30 研修室
出席者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境施設農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、総務課長
提出理由	法施行条例の制定及び関係条例の整備に当たり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行条例と改正法の主な相違点で、これまで個人情報を目的外利用する場合は市の審査会に聞いていたが、改正法ではこれを許容せずとなっている。個人情報保護審査会の設置を規定する中で、引き続き審査会の意見を聞くことができるようにするとの説明があったが、整合性はどうか。 (所管部) あくまで法の解釈については、国の委員会に権限が一元化されており、市の審査会に聞くことはできない。法施行条例では、改正法の中で必要に応じて自治体の判断で審査会に諮問できるとされている事項を定める想定である。・ 個人情報の目的外利用について、これまで市の個人情報保護審査会に見解を聞いており、今後は国の委員会に諮るとのことだと思うが、例えば本人の同意をなく得た情報を市の計画などに転用する際に審査会に諮っているケースでは、類型的なものが何年も蓄積されていると思う。今後は、この類型をあてにすることができず、扱いが不明な場合は、すべて国の委員会に諮らなければならないとなれば、これまで市が積み上げてきた判断基準が反故になることにもなる。一つ一つの見解を国の委員会に諮らなければならないのか。 (所管部) 個別の見解を国の委員会に聞く必要はなく、基本的には市の判断に基づいて目的外利用をすることができる。今後は、今まで類型的に蓄積されている類似の事業や、また新たに事業を進めていく中で、公益性があるのか、また本人の権利・利益を不当に侵害するおそれがないかなどを総合的に判断していくことになる。最終的に判断に迷う場合には、国の委員会に指導・助言を求めていきたい。・ これまで審査会に諮っていたことを、蓄積したものを参考に市が判断するということは、市でしっかり整理していかなければいけないと思う。
会議結果	案のとおり、進めていく。